

広島県立文書館における県議会資料に関する考察 —行政資料に登録される議案を中心として—

武 田 千 明

【要旨】 本論では現在整理を行っている昭和20～50年代の県議会に関する資料について、その中から主に執行機関である知事が作成した議案が記載される冊子について所蔵状況を示すとともに、形式的な変化とそれに対する若干の考察を述べる。

はじめに

- 1 長及び議会の権限・役割
 - 1-1 議決権、提案権と議案及び会議録
 - 1-2-1 議決権
 - 1-2-2 提案権と議案
 - 1-2-3 会議録
 - 2 議案書の変化と報告事項の作成
 - 2-1 議案書の特徴と変化
 - 2-1-1 議案書から報告(地方自治法180条に基づく専決処分)の分離
 - 2-2 条例を根拠とする報告
 - 2-3 条例の整備と地方自治法の改正
 - 2-3-1 条例の整備
 - 2-3-2 地方自治法の改正

おわりに

はじめに

広島県立文書館では広島県等が作成する行政資料の収集及び登録を行っている。行政資料は主に県の行政情報コーナーから毎月送られてきており、その中には広島県議会(以下、「県議会」という)に関する資料等も含まれている。

県議会の資料とは、県議会に提出される議案等の各種資料のことであり、地方自治体の議会の会議である定例会及び臨時会ごとに作成される。例えば、知事説明要旨、議案書¹、予算説明書、議案説明書、報告事項、請願の処理及び結果報告等である。また決算関係の資料や常任委員会及び特別委員会の資料、県議会が作成する会議録なども含まれている。

¹ 表紙には「昭和〇年広島県定例議会議案」等と表記されるが、案件そのものを意味する議案と区別するため、本論では議案が記載される冊子のことを「議案書」という。

当館では受け入れた行政資料を登録する際、一部例外もあるが、基本的には下記の通り資料毎に個別の番号を付与している。

- 0060-2019-78 知事説明要旨（令和元年広島県議会5月臨時会）
- 0060-2019-79 令和元年広島県議会5月臨時会議案（その1）
- 0060-2019-80 令和元年広島県議会5月臨時会報告事項
- 0060-2019-81 令和元年広島県議会5月臨時会議案（その2）

この冒頭の数字の並びは当館の行政資料に付与される登録番号であり、分類番号、登録年、通し番号から構成されている。分類番号の「0060」は「議会」を意味する。上記の例は行政資料中の県議会に関する資料のみを抜粋したものだが、受け入れがあれば順次通し番号を付与していくため、県議会以外の資料も含まれる。また「0060」は議会に関する資料ではあるものの、中には広報資料など会議には直接関係しないものも含まれる。

このような登録の方法は、個々の資料を特定する上では適してはいるものの、県議会のように会議の単位ごとに複数の資料が作成されるような場合には、全体の所蔵状況や資料間の関係がわかりにくくなる。例えば、議案書のように執行機関である知事が提案するものもあれば、会議録のように県議会の議長が作成させる資料もある。作成主体は異なるものの、両者は県議会で行われる議案の審議等の内容を検証する上では必要不可欠なものである。

そこで、本論ではまず地方自治法（昭和22年法律第67号）²（以下「自治法」という）に規定される執行機関である知事と議事機関である議会との基本的な役割を確認しながら、主に議案書とその他の資料の関係について整理していく。

次に、行政資料における昭和20～50年代の所蔵状況を示すとともに昭和23（1948）～40（1965）年頃までに見られる形式的な変化について述べる³。現在筆者は令和2（2020）年に広島県立図書館より受け入れた県議会の資料

² 本論では法令の改正の確認に際しては小西敦『地方自治法改正史』（信山社、2014年）、「日本法令索引」（<https://hourei.ndl.go.jp/#/>）、そして名古屋大学大学院法学研究科が提供する「法令データベース」（<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/>）等を活用した。

³ 明治期から昭和22年までの資料については、県議会事務局より寄託されている県議会文書（S03-93-）の整理の際に目録が作成されているため参照されたい（『広島県立文書館収蔵文書目録 第2集』（広島県立文書館、1994年、125-139頁））。

を行政資料として登録するべく整理を行っている。これを契機として、現在整理中の資料と既に行政資料として登録されている資料の所蔵確認を行った。ただし、時間の制約から、行政資料以外の文書等に含まれる上記の期間の県議会の資料については確認を行っておらず、また取り上げる資料についても一部にとどまった。

そして最後に、議案書に記載される案件の中から報告に着目することで、この時期の議案書に見られる特徴について言及していきたい。

1 長及び議会の権限・役割

県議会の資料は、主に執行機関である知事が作成したものと議事機関である議会が作成したものとに分けることができる。この長及び議会の権限や役割を規定するのは昭和22（1947）年に制定された自治法であり、同法は憲法附属の法典として、地方自治の本旨に基づき地方公共団体の組織や運営、国との基本的関係について定めている。

戦後、日本では憲法改正の検討とともに地方制度に対しても民主化がすすめられ、昭和21（1946）年9月に東京都制、府県制、市制、町村制の改正が行われた（昭和21年法律第26号、27号、28号、29号）。この第一次地方制度改正によって府県知事及び市町村長は直接公選によって選出されるとともに、その身分を官吏とするのは改正憲法施行の日までとされた。その後、同年11月3日に公布された日本国憲法には第8章に地方自治の章が設けられ、そのうち93条において地方公共団体の長とその議会の議員の直接選挙について規定された。翌年4月5日には第二次地方制度改革の結果結実する自治法の公布（同年4月17日）と憲法及び同法の施行（同年5月3日）に先立ち、第1回統一地方選挙が実施され、広島県では楠瀬常猪が初代公選知事として選出される。

このような経緯から、日本の地方公共団体の体制は「憲法93条に基づく二元代表制を主軸とする首長制」から成り立っている。二元代表制とは「議事機関たる議会と執行機関たる長との機関分立を前提に、両機関の選出を住民の直接公選にかからしめ、両機関の相互の抑制と均衡がなされることによって権力の集中による弊害を防ぎ適切な自治運営を目指すもの」とされる⁴。この執行機関である長と議事機関である地方議会はそれぞれ独立した組織で

⁴ 駒林良則『地方自治法組織法制の変容と地方議会』（法律文化社、2021年、8、18頁）

あり、その役割及び権限に応じて資料が作成されてきた。

1-1 議決権、提案権と議案及び会議録

1-2-1 議決権

議会の権限の1つであり、その中心をなすものとして議決権がある。自治法96条1項1～15号に列挙されるが、これは議決すべき事項の例示ではなく、法令に規定されている事項のみ議決権が認められる制限列挙主義が採用されている。これに対比する概念として概括例示主義がある。これは「議決事項として法に掲げられたものは、そのうち主要な事項を例示したに過ぎず、当該団体の意思はすべて議会が決定するという建て前をとっていた」とされる⁵。明治21(1888)年に制定された市制町村制(明治21年4月25日法律第1号)でこの方式が採られていたが、昭和18(1943)年の改正により市町村会の権限が縮小され重要事項に限り議決事項とすることとなる⁶。

その一方で、自治法96条2項において、前項に列挙した事項以外の事件でも、条例で議会が議決すべきものを定めることができるとしている。これは先の第一次地方制度改正時に加えられたものであり、府県制ではその41条に「前項ニ規定スルモノノ外府県ハ府県条例ヲ以テ府県ニ関スル事件ニ付府県会ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得」の1項が加えられた。

また自治法96条以外の条項やその他の法律で議会による議決を定めているものもある。例えば、昭和40年版の『広島県議会提要』にはその様な議決事項が104件あり、昭和56年版では122件記載されている⁷。

1-2-2 提案権と議案

長については、自治法149条に規定される担任する事務の中に「普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること」と明文が置かれている。尚、長の議案提出について法令中に文書による等との記述

⁵ 千葉恒三郎『地方議会議案のつくり方・見方 一文例・書式と審議の着眼点一』（学陽書房、1967年、5頁）

⁶ 小早川光郎他編『史料日本の地方自治第2巻 現代地方自治制度の確立』（学陽書房、1999年、20頁）

⁷ 0060-1799『広島県議会提要 昭和40年版』（広島県議会事務局、1965年、59-75頁）及び0060-90-23『広島県議会提要 昭和56年』（広島県議会事務局、1981年、57-75頁）

はないものの、昭和22（1947）年に内務省から各都道府県総務部長宛に送付された都道府県会議規則準則ではその申し添えて、従来の都道府県の議会の会議規則に比して新しく規定された事項の1つに、「議員の発議案、知事の提出議案及び修正案並びに議事日程等はすべて印刷して議員に配布することとした。（七条2、八条、三一条3、三九条2、六八条2）」とある⁸。

議案はその議決効果により①地方公共団体の意思の決定を求める議案（条例の制定・改廃、予算の決定など自治法96条1項に列挙される事件）、②議事機関としての議会の意思の決定を求める議案（同法99条の意見書の提出、同法120条の議会規則の制定など）、そして③長の事務執行の前提要件としての議決事件についての議案などと分類されるが⁹、このうち長が提案する議案は①と③になる。

議案書の内容は、先に述べた議決事項に対応する議案名、根拠法令、内容、提案理由等から構成されており、とても簡潔である。例として現在整理している資料の中から昭和35（1960）年12月定例会の議案書に掲載される議案の記載事項を列挙した（表1）。

議案の提出は議員についても認められており、自治法112条に議案提出権について規定されているが、本論で取り上げる議案書は執行機関である知事が提案したものであるため、その中に議員が提案する議案や意見書については記載されない。また議案は、その名が示すように審議される以前のものである。そのため議決の結果については会議録等を確認する必要がある¹⁰。

1 - 2 - 3 会議録

ここでは会議録の性格と議案について述べていく。

自治法は議長が事務局長又は書記長に会議録を作成させること、また会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならないとしている（自治法123条1項及び4項）。先に述べた通り、執行機関である知事が提案する議

⁸ このうち知事の提出議案の配布については8条に記載されている。（「都道府県会議規則準則」鈴木俊一『新地方議会の運営—都道府県市町村議会—』（時事通信社、1948年、257-260頁））

⁹ 「議案」（地方議会運営研究会『地方議会運営事典—第2次改訂版—』（ぎょうせい、2014年、116-117頁））

¹⁰ 議員が提案する意見書や決議については『広島県議会意見書・決議集（昭和22年5月～平成3年2月）』（広島県議会事務局、1991年）が刊行されている。

案が記載される議案書には議員提案の議案や意見書の内容は記載されない。その一方で、議長が作成させる会議録には議員が提案した議案等の内容は記載されるものの、知事が提案する議案については議案番号と件名のみで全文は掲載されていない。

そもそも会議録は、帝国議会から国会へと移行するに際して、「議事の内容を速記法によって記録するとともに、議事日程、諸報告、議案等会議に関するすべての事項を総合、網羅的に掲載する建て前になった」とされる¹¹。この会議録の記載事項については議会が定める会議規則に規定がある。昭和31（1956）年9月8日、全国都道府県議会議長会は標準都道府県議会議規則（以下、「標準会議規則」という）を制定する¹²。この規則の中で会議録の記載事項の1つとして「議案の提出、撤回及び訂正に関する事項」（標準会議規則117条11項）と定めており、これについては以下の通り説明されている。

会議録に議案の全文を載せることは、さきに述べた会議録の性格からいっても当然である。ただ、事務処理の都合、経費等の関係から議案は議会に提出のものをそのまま利用することとし、印刷する会議録には改めて挿入しない方法も可能ではあるが、これはあくまでもその別冊の議案と一体をなして会議録原本となる点留意を要する¹³。

また広島県においては昭和22（1947）年6月2日県会において広島県会会議規則が定められ¹⁴、その後数回の改正を経て昭和34（1959）年5月臨時県議会で広島県議会議規則（県会第2号議案）が議決される¹⁵。この昭和34年の規則の会議録の記載事項については先の標準会議規則と類似の規定が置かれるが、既に述べた通り、会議録には議案の全文は掲載されていない。このような資料の特徴から、知事が提案する議案が記載される議案書と議長が

¹¹ 千葉恒三郎『地方議会議規則〈その解釈と運用〉』（学陽書房、1962年、440頁）

¹² 標準都道府県議会議委員会条例；標準都道府県議会議規則：全国都道府県議会議長会決定（昭和三十一年九月八日）（国立国会図書館所蔵、請求記号CZ-392-J1）

¹³ 千葉・前掲注11、445頁

¹⁴ 広島県議会議事務局編『広島県議会史 第五巻』（広島県議会、1964年、110-117頁）

¹⁵ 広島県議会議事務局編『広島県議会史 第六巻』（広島県議会、1965年、1528-1534頁）。尚、会議規則本文は79-96頁に掲載されている。

作成させる会議録は互いに一体を為すものであり、議会の審議の内容を検証する上でこの2つは不可欠なものである¹⁶。

尚、広島県では明治32（1899）年10月の臨時県会で広島県会会議規則を定めその55条で会議録について、58～60条において議事日誌について規定していた¹⁷。先に述べた昭和22（1947）年の会議規則においても、会議録の記載事項の他に「第37条 議長は、速記録を調整せねばならない。速記録は、速記の方法により議事の顛末を記載し、その議事を開いた日より五日以内に整理しなければならない」とある¹⁸。また同規則の39条には「議事日誌」についても出てくる。ここから昭和22（1947）年以降も会議録の他に速記録や議事日誌が作成されていたことが伺われる。ただし行政資料には当該年以降の議事日誌は残されておらず、速記録に関しては現在整理中の資料と合わせても数点しか保存されていない。

この規則中の速記録等に関する記述は、昭和30（1955）年10月定例県議会に提案された規則の改正により削除される。当該議会で原案可決された広島県会会議規則の一部を改正する規則（県会第2号議案）は、その改正の要点の1つに会議録の整備があり、速記録と会議録とを一本にまとめた。速記録について定めていた37条は「会議録は、速記法により議事の顛末を記載し、会議終了後速やかに調整しなければならない。」に、39条中の「議事日誌」は「会議録」に改められたことで、速記録及び議事日誌の記載はなくなる¹⁹。更に、先に述べた昭和34（1959）年に議決された会議規則によって昭和22（1947）年の規則は全部改正される。以降、会議規則は改正を重ね現在に至っている。

ここまで会議録について述べてきたが、議決の結果を確認できるものとしては、会議録の他に議決録も行政資料に登録されている。議決録は、会議録とは異なり、会議の概要（会期や出席議員数、議決件数等）の他に議決結果

¹⁶ 広島県議会のHPでは平成3年以降の議事録などを閲覧できるようになっている。
<http://www.pref.hiroshima.dbsr.jp/index.php/> また広島県行政情報提供システム
 （行政資料検索）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/1169009123127.html>
 では令和4（2022）年6月定例会から一部の資料を電子データで公開している。地方
 議会の議会資料の電子化は国立国会図書館でも進められている（「日本一地方議会」
https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/Japan_gikai_local）

¹⁷ 前掲注3、7-8頁

¹⁸ 前掲注14、114頁

¹⁹ 前掲注15、1177-1183頁

として議決された事件の本文が1件ずつ掲載される。県議会議長より知事宛に作成されるものであり、知事提案の議案の他、議員が提案した議案や意見書、委員会の要望事項なども記載される。ただし、巻末の所蔵一覧(表2)からも分かるように議決録が保存されている期間は限られている。

また、議決を経た条例の制定及び改廃については長に公布権がある(自治法16条2項)。公布に関し必要な事項は条例で定めるとされており、広島県では広島県公告式条例(昭和25年広島県条例第46号)に基づき広島県報に登載されるため、当館に所蔵されている広島県報からも確認することができる²⁰。

2 議案書の変化と報告事項の作成

ここからは議案書の形式的な変化について述べていくが、必要に応じて巻末の所蔵一覧(表2)²¹を参照されたい。一覧はこれまで行政資料に登録されてきた県議会の資料と現在整理中の各資料の所蔵状況を、過去の定例会及び臨時会毎にまとめたものである。この一覧に掲載した資料の他、整理しているものの中には知事説明要旨や予算説明書、また決算に関する資料なども含まれてはいるものの、時間の制約から所蔵が確認できた資料は一部にとどまっている。また表から分かるように昭和20(1945)～22(1947)年頃までの議案書はほとんど残されていない。そのため、ここで述べる議案書に見られる変化とは昭和23(1948)年以降のものとなる。

また一覧の定例会の招集回数には変化が見られるが、これは過去の法改正によるものである。自治法制定当初は毎年6回以上招集しなければならないとされていたものが、昭和27(1952)年の改正で毎年4回、昭和31(1956)年の改正で毎年4回以内において条例で定める回数招集すべきこととされた²²。広島

²⁰ 広島県報の詳細については、日高愛「広島県立文書館における「広島県報」の所蔵と変遷について」(『広島県立文書館紀要』第13号、2015年、163-192頁)を参照されたい。

²¹ この一覧表では各年の議会の種類毎に所蔵が確認できた資料で表紙に巻次の記載のないものには「○」印をつけている。ただし、追加議案書等については議案番号を確認する限り欠番がある。1冊でも残されている場合には印をつけているが、その会議に提出された全ての資料が残されている訳ではない。

²² 松本英昭『要説 地方自治法〔第十次改訂版〕—新地方自治制度の全容—』(ぎょうせい、2018年、406-407頁)

県ではこの法改正を受けて広島県議会の定例会の回数を定める条例（昭和31年広島県条例第51号）を制定している。

2-1 議案書の特徴と変化

昭和23（1948）～33（1958）年頃まで議案書は基本的には、定例会及び臨時会毎に1冊作成されていた。議案は主に予算、条例の制定・改廃案、それ以外の議決を要する事件、そして報告という順序で記載されている。会期中に追加の議案がある場合は追加議案書が提出される。そのため追加議案書については同じ会議であっても複数冊存在する場合がある。ただし、この時期の議案書及び追加議案書の表紙には巻次の記載がない。そのため、冊子の順序を確認するためには下記の議案番号を確認する必要がある。

1年の会議を通して各議案には1件毎に通しの議案番号が付与される。知事が提出した議案のうち、定例会で提出された議案については「県第〇号議案」、臨時会で提出された議案には「臨第〇号議案」、そして追加で提出された議案には「追県第〇号議案」と区別される。このように議案番号は先に述べた議案の種類からではなく、提出された会議の種類によって区別されている。

その一方で、報告は「報第〇号」と他の議決を要する事件とは区別され、議会の種類を問わず掲載される。報告についても1年の会議を通して通し番号が付与されている²³。この報告に分類されるものには後述する自治法179条及び180条の専決処分等に基づくものと、継続費繰越計算書等がある。

尚、議決録等を確認すると議員が提出した議案については「県会第〇号議案」、「発議第〇号議案」などと議案番号が記載されている。「発議」は意見書に付与される番号であり、昭和22（1947）～24（1949）年までは単に「意見書」とのみ記載されていたが、昭和25（1950）年以降「発議」という議案番号が付与されている。また昭和36（1961）年以降、上述した「県会」という議案番号は「県議」へと変わっていく²⁴。

²³ また数件ではあるが「県諮」という議案番号もみられる。例えば、昭和23（1948）年3月16日の議案書には旧道路法（大正8年4月10日法律第58号）11条に基づく府県道の認定について、昭和29（1954）年3月の追加議案書には自治法8条に基づく市と村の合併について、この番号が付与されている。

²⁴ 『広島県議会史』では、昭和34（1959）年まで「県会」という議案番号が確認され、昭和35（1960）年には該当の案件が記載されておらず、昭和36（1961）年9月定例会より「県議」という議案番号を確認することができる（広島県議会史編さん委員会編『広島県議会史 統編第一巻』（広島県議会、1980年、621頁）。

昭和34（1959）年以降、議案書は分冊して作成されるようになる。予算の議案がある場合は1冊目に、それ以外の議案は2冊目以降に記載されていく。また議案書及び追加議案書等の表紙には巻次が表記されるようになる。この他の形式的変化としては、予算以外の議案書が上綴じ・横書きから右綴じ・縦書きへと変更されるとともに²⁵、本文中に議案の提案理由が掲載されるようになる点を挙げることができる。そして報告事項の冊子が登場するものこの昭和34（1959）年からである。

2-1-1 議案書から報告（地方自治法180条に基づく専決処分）の分離

前節で述べた昭和34（1959）年以降残されている報告事項とは、自治法180条に規定される専決処分に基づく報告を記載した冊子である。

専決処分とは議会が議決すべき事件について、長が議会に代わってこれを処分することであり、「法律の規定による専決処分」（自治法179条）と「議会の委任による専決処分」（同法180条）とに分けられる。前者に基づいて専決処分を行った場合、長は議会に報告しその承認を求めるのに対し、後者は報告のみの規定となっている。承認を求めるのは、議会の委任による場合と異なり「あらかじめ議会の正式の了解を得て行われるものではないため、議会に報告するにとどまらず、あらためて、その処分についての適否の判断を議会にさせようとするものである」とされる²⁶。

この専決処分は旧地方制度において「市町村行政に支障がでないようにするために認められたもの」²⁷であったが、先の第一次及び第二次地方制度改

²⁵ 昭和39（1964）年6月定例会以降、予算以外の議案書は上綴じ・縦書きへと変更される。

²⁶ 前掲注9、「専決処分」、394頁

²⁷ 駒林・前掲注4、21頁。市制町村制（明治21年4月25日法律第1号）にはその68条で、「急施ヲ要スル場合ニ於テ市参事会ヲ召集スルノ暇ナキトキハ市長ハ市参事会ノ事務ヲ専決処分シ次回ノ会議ニ於テ其処分ヲ報告ス可シ」と規定されていた。一方、明治政府によって公布された「地方三新法」の1つである府県会規則（明治11年7月22日太政官布告第18号）と、その後改正された規則（明治13年4月太政官布告第15号）には専決処分の用語は見られない。明治23（1890）年に制定された府県制（明治23年5月17日法律第35号）では、51条に専決処分が規定されている。また86条において府県会が招集に応じない等の場合には府県知事は内務大臣の指揮を請い処分することができるとしていた。その後、明治32（1899）年の改正（明治32年3月15日法律第64号）では、府県知事が内務大臣の指揮を請い府県会或いは府県参事会の議決すべき事件を処分できる場合を85条に整理すると同時に、86条では府県参事会の権限に属する事件で急施を要する場合は府県知事が専決処分すること、87条では府県参事会の権限に属する事件を議決により府県知事が専決処分できる規定を設けた。その後も昭和4（1929）年の改正（昭和4年4月15日法律第55号）でこれらの条項は更に整理されている。

正を経て自治法へと継承される²⁸。尚、自治法179条及び同法180条は共に専決処分として説明がなされているが²⁹、条文中「専決処分」と明記されるのは後者であり、前者は「(前略) 当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」となっている。府県制の85条では府県参事会が成立しない又は招集に応じない等の場合に「府県知事ハ内務大臣ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ処分スルコトヲ得」としていた。自治法の政府原案でも都道府県は内務大臣に、市町村は都道府県知事に指揮を請いその議決すべき事件を処分できるとされていたものが、衆議院の修正で指揮を請う部分が削除される。それにより「(前略) 成立しない場合には、長が自ら適当に処理して行く、専決処分をする、こういう風に致したのであります」とある³⁰。

冊子の報告事項が作成される前は、規定の違いに拠らず「専決処分報告」という件名で議案書及び追加議案書に記載されていた。それが昭和34(1959)年以降、基本的には議会の承認を要する報告については議案書に記載され、承認を要しない報告については冊子が分けられた。冊子が分けられた後も両者は同じ「報」の議案番号が付与され、通し番号となっている。

冊子を分けることとなった理由や規定等は今回確認できなかったものの、この時期の会議録(昭和35年2月定例会)を確認すると、2月29日に報告(報第1～8号)を含む63件の各案が議事日程に記載され一括上程されている。このことから、議会への提出に際し報告は他の議案と区別されていないことが分かる。その一方で、会議録の「議会に提出された議案及びその結果」一覧には自治法179条を根拠とする報告(報第1～3号)については他の議案とともに委員会に付託され、その結果は「承認することに可決」等と記載されている。しかし、自治法180条を根拠とする報告(報第4～8号)についてはその一覧に件名自体が記載されていない³¹。

²⁸ 地方自治法が制定される過程で専決処分制度がどのように取り上げられたかについては、浦東久男「地方自治法の立法経緯における専決処分と地方税条例」(『税法学』519号、1994年、1-18頁)、『戦後自治史Ⅱ(昭和二十一年の地方制度の改正)』(自治大学校、1961年)、また『戦後自治史Ⅴ(地方自治法の制定)』(自治大学校、1963年)等を参照されたい。

²⁹ 例えば、宇賀克也『地方自治法概説【第9版】』(有斐閣、2021年、323-325頁)や松本・前掲注22、497-500頁等。

³⁰ 前掲注28のうち『戦後自治史Ⅴ(地方自治法の制定)』(自治大学校、1963年、250-251頁)

³¹ 『昭和35年 広島県議会2月定例会会議録』(広島県議会、1960年、73-81、484-489頁)(広島県立図書館所蔵、請求記号H31 / H734-2 / 35-2)

ここで議決という用語についても確認しておきたい。議決とは表決の結果得られる議会の意思決定のことであり、議決事件によって可決や否決など様々に呼称される³²。承認もその1つであり、先に「適否の判断を議会にさせようとする」と述べたように、承認とは議会の意思決定を求めることである。承認という議会の意思決定を求める規定と報告のみとする規定による会議での取り扱われ方の違いは、冊子を分ける要因になったのではないだろうか。

最後に、議案説明書について言及しておきたい。これは昭和39（1964）年以降より確認することができる資料であり、予算以外の議案と報告の内容が1冊にまとめられたものである。基本的な記載内容は議案書と変わりはないものの、提案の要旨又は専決処分の理由が冒頭に記載されるなどの若干の違いがあり、議案書よりも理解しやすい形式になっている。

これまで述べてきたようにこの時期既に報告事項が議案書と分けて作成されている。議決を経るための案件を記載する議案書には表決の有無により冊子を分ける一方で、説明書には報告を含め議会に提出された案件を一括して記載することは議会運営に際して合理的な方法であったのではないだろうか。

2-2 条例を根拠とする報告

前節では議案書の形式的な変化をたどる中で、議案書と報告事項が分かれて作成されるようになったことを述べた。その直接的な理由は今回の整理では明らかにはできなかったものの、本節ではこの報告事項が現れる時期に見られる特徴を挙げていきたい。

この時期の特徴の1つ目として報告件数の増加を挙げることができる。巻末の表3は議案書及び報告事項に記載される報告の件数とその内訳を一覧にしたものだが、昭和23（1948）年以降報告に分類される議案は一年間の会議を通して1桁台で推移していたが、昭和30（1955）年頃から少しずつ増え、昭和35（1960）年からは30件前後となっている（表3）。またその内訳から

³² 前掲注9、155-156頁。また承認については、「(前略) 専決処分した事件について、議会の承認を得られない場合には、処分の効力そのものには影響しない(行実昭21.12. 27、昭22. 11. 29)が、処分に伴う政治的責任は長に残る」ものとされる(前掲注9、344-345頁)。

は先の自治法180条が適用される案件が増えていることが分かる³³。

二つ目の特徴としては、議案書に「報」の番号が付与される案件として、昭和33（1968）年以降、自治法以外の条例を根拠とするものが記載されている点を挙げることができる。それが「工事請負契約の締結について」及び「県営林の立木売買契約について」という件名の報告である。前者は県有財産、営造物及び契約に関する条例（昭和33年広島県条例第45号）（以下「県有財産に関する条例」という）の32条1項及び2項³⁴を、後者は県営林条例（昭和32年広島県条例第19号）12条1項及び2項³⁵を根拠としている。この2つの条例のうち前者について以下述べていく。

県有財産に関する条例は①県有財産の取得、管理、処分、②営造物の設置、管理、処分、そして③県が締結する契約について定めていた。この条例の契約に関する条文には、当時の自治法96条1項9号を根拠とする普通議決を要する場合と同法243条2項を根拠とする特別議決を要する場合等があり、それぞれに内容と価格についての細かい規定がなされている。この特別議決の根拠となる自治法243条2項は、当時「財産の売却、譲渡及び貸与、工事の請負並びに物件、労力その他の供給に関する普通地方公共団体の議会の議決

³³ 「専決処分報告」という件名ではあるものの、その中に複数の案件が含まれているものがある。例えば、昭和28年6月24日定例議案の「報1 専決処分報告」には、「1 昭和27年度広島県立病院費歳入歳出予算追加（別紙1）、2 昭和28年度広島（県）立医科大学歳入歳出予算追加（別紙2）、3 広島県起債並びに其の方法利息の定率及び償還方法中更正（別紙3）、4 広島県議会の議員の各選挙区において選挙すべき数を定める条例の一部改正条例の改正条例（別紙4）、5 広島県税条例の一部改正条例（別紙5）」という5件の案件が含まれている。このような事例は見られるものの、表の作成にあたっては議案番号から件数を出している。

³⁴ 県有財産、営造物及び契約に関する条例（昭和33年広島県条例第45号）より以下抜粋（契約締結の特例）

第三十二条 知事は、第二十七条及び第二十八条に掲げる契約で急施を要するものがあると認める場合においては、法第七十九条の規定により処分することができる場合のほか、第二十七条、第二十八条及び前条の規定にかかわらず、議会の議決を経ないでこれを締結することができる。

2 知事は、前項の規定により契約を締結したときは、次の議会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

³⁵ 県営林条例（昭和32年広島県条例第19号）より以下抜粋

第十二条 知事は、前条第一号により、予定価格が七百万円をこえる県営林の木竹を売却する場合には、直ちに売買契約を締結しないことが県にとって不利と認められるときに限り、議会の議決を経ずに、契約を締結することができる。

2 知事は、前項の規定により契約を締結した場合には、当該契約について、当該契約を締結した後最初に開かれる議会に報告し、その承認を求めなければならない。

で条例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。」と規定されていた。

そして普通議決を要する契約で急施を要するものは議会の議決を得ないで締結することができるという例外、つまり契約の特例（上述の32条）についての定めがあり、その場合には議会への報告と承認を行うこと規定している。これにより条例を根拠とする報告がなされている。

本条例の前身は広島県財産、営造物及び契約に関する条例（昭和27年広島県条例第24号）であり、その条文を確認すると、契約の特例の範囲が単純議決だけでなく特別議決にも及んでいたという違いはあるものの、特例自体は県有財産に関する条例で新設されたものではないことがわかる³⁶。ただし、今回確認した限りでは昭和27（1952）年の条例に基づく報告は昭和33（1958）年の1件のみとなっている³⁷。その一方で、昭和34（1959）年以降、報告は法179条及び法180条の他、主に県有財産に関する条例の規定が運用される事例を確認することができるのである。

2-3 条例の整備と地方自治法の改正

2-3-1 条例の整備

上述した条例の規定を根拠とする報告が見られるのは昭和38（1963）年までとなっている。これは同年に公布された地方自治法の一部を改正する法律（昭和38年法律99号）により条例が整備されたことに起因する。以下では、法改正に伴う条例の制定と改廃についてみていく。

³⁶ 広島県財産、営造物及び契約に関する条例（昭和27年広島県条例第24号）より以下抜粋
（契約の特例）

第二十三条 第十八条から第二十一条までに掲げる契約で急施を要するものがあると認めるときは、法第七十九条の規定により処分することができる場合の外、知事は、前条の規定にかかわらず議会の議決を経ないでこれを締結することができる。2 知事は、前項の規定による処置については、次の議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

³⁷ 本報告は昭和27年広島県条例第24号を根拠とするものの、議案書に記載される件名は地方自治法を根拠とする報告と同様に「専決処分報告」となっている。昭和34（1959）年以降条例を根拠とする報告についての件名は本文中で述べた通りである。また「専決処分報告」という件名は、議案書に掲載される報告については昭和36（1961）年以降、報告事項に掲載されるものについては昭和39（1964）年以降、他の議案と同様に案件を表す件名へと変わっていく。

法律が改正された翌年の昭和39（1964）年2月29日付の広島県定例県議会の議案書（その2）には104件の議案が記載され、そのうち改正された自治法の施行を提案理由とする議案は64件に上った。その中には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案（県第50号議案）及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例案（県第51号議案）等が含まれている。前者の条例案は全3条から構成され、議会の議決に付すべき契約、財産の取得又は処分について規定している³⁸。従来契約について定めていた県有財産に関する条例と比較してとても簡潔な内容となり、普通議決や特別議決という区別や契約の特例に関する規定もなくなる。

また後者の県第51号議案は、法改正により物品が財産の範囲に含まれたことに伴い、先の県有財産に関する条例で定めていた普通財産に関する規定と物品の無償貸付及び譲与等に関する条例（昭和33年広島県条例第46号）とを一本化して単独の条例として制定されたものである。また財産の取得、管理、処分に関する基本的事項は、地方自治法及び同施行令で規定されたため、県有財産に関する条例は廃止するとされた³⁹。提出された議案にはその附則で県有財産に関する条例及び物品の無償貸付及び譲与等に関する条例を廃止するとある。尚、この2月定例会に提出された条例案を審議した法制審議会の概況を記した文書には、先の県第50号議案及び51号議案について1つの条例にできないかという意見もあったが、条例の根拠条文が異なること、条例の

³⁸ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）

（この条例の趣旨）

第一条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格一億円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第三条 地方自治法第九十六条第一項第七号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

附則 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

³⁹ 「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例案」(S01-94-63『法制会議（法制審議会）』)

性格の範疇が異なるという理由から別個の条例にすることとした、とある⁴⁰。

上記の2つの条例が制定され整備された結果、条例を根拠とする報告は見られなくなり、契約の締結及び財産の取得に関して報告が行われる場合は自治法179条或いは同法180条を根拠とする専決処分が適用されている。

2-3-2 地方自治法の改正

上記の条例の制定及び改廃は自治法の改正によって議会の議決事項が変更されたことによるものである。議決事項に関しては、自治法制定以降も何度か改正が重ねられている。そのうち財産の取得や契約の締結等に関して、改正の流れを見ていきたい。

まず昭和23（1948）年の改正（昭和23年法律第179号）の際に議会の権限を拡充する措置として議決事項を規定する96条に「条例で定める財産の取得又は処分及び营造物の設置又は処分をすること。」（96条1項7号）及び「条例で定める契約を結ぶこと。」（同条1項9号）という規定が新設される。また、この改正時には普通地方公共団体が財産を売却する等の場合に競争入札に付すこととその例外について規定した同法243条に、先の条例の特別議決の根拠である2項も加えられている。

次に昭和31（1956）年の改正（昭和31年法律第147号）では、同法96条1項7号及び9号中「条例で定める」の下に「重要な」が、同法243条2項の「その重要なもの」を「特に重要なもの」に改められた⁴¹。

そして先の昭和38（1963）年の改正では96条のうち9号は「その種類及び

⁴⁰ 「法制審議会の審議の概況（昭和39年2月県議会分）」（前掲注39）

⁴¹ この改正は「財産の取得契約の締結等の執行事務は、元来執行機関において処理することを建前とするが、特に大規模な財産の取得、金額の異常に高い契約の締結等それぞれの団体の実情に則して執行機関の処理に委ねることを適当としない条例で定める特別の場合に限り、個別の議会の議決を経べきものである旨を明瞭ならしめたもの」と説明されている。また243条についても「その法意は第96条の場合と同じく、特に実質的な変更はないものであること。ただし、今回の改正を契機に、当該条例を再検討し、事務運営の合理化を図ることが望ましい」とされた。（『地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の施行に関する件（通知）（抄）』『地方自治法等の都道府県議会関係を中心とした改正経過の概要』（http://www.gichokai.gr.jp/keika_gaiyo/））

金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること」(96条1項5号)と改められた。この年の改正は、府県制、市制、町村制のものを踏襲していた地方財務制度の改正と地方開発事業団制度の創設が主な内容であった。また財務組織に関する制度の整備も行われ、議会、首長、出納長・収入役のそれぞれの権限が整理された。そのうち、議会に関しては重要な契約の締結、財産の取得又は処分について議会の関与の合理化が図られた⁴²。その趣旨は、契約の締結は予算執行面の仕事であり責任を明確にする意味において長に任せたいほうが良いとする地方財務会計制度調査会（会長：田中二郎東京大学教授）の答申に対し、議会の議決事項からは外さずに、従来条例に任せていた契約などの程度について政令で合理的な基準を定めるというものだったという⁴³。

この改正後、先の昭和39（1964）年2月定例会のうち3月9日に行われた代表質問で松浦数人議員（自民党議員会）は「(前略) 特別多数議決が大幅に削減され、請負契約、不動産の取得、売買等が普通議決となり、議会の権限の後退で戒飭しなければならない気がする」と発言している⁴⁴。

法改正による条例への影響は既に述べてきたが、先の県有財産に関する条例は昭和33（1958）年9月定例会で昭和27（1952）年に成立した広島県財産、営造物及び契約に関する条例の全部を改正する条例案として提出されたものである。2つの条例には前後の接続があるのに対し、昭和39（1964）年の改正では廃止され、新たな条例が新設された。このような違いからも、議案書に掲載される議案の件数とともに、法改正の影響の大きさを伺い知ることができる。

現在整理している資料が作成された昭和20～30年代は新たな地方自治制度の形成過程であり、昭和40（1965）年以降になると高度経済成長など社会環境の変化に対応するために、確立された制度の修正が行われたとされる⁴⁵。その一部であるものの、法制度の整備と変化の影響を資料から確認することができた。

⁴² 曾我謙悟「I 高度成長期の地方自治」（小早川光郎他編『史料日本の地方自治第3巻 地方自治の発展と変容』学陽書房、1999年、15頁）

⁴³ 小西・前掲注2、193頁、及び第43回国会参議院地方行政委員会第19号昭和38年5月14日の佐久間彊自治省行政局長の答弁（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/104314720X01919630514/17>）

⁴⁴ 前掲注24、1087頁

⁴⁵ 前掲注42、3-17頁

おわりに

本論で取り上げた県議会の資料とは執行機関である知事と議事機関である議会の双方の役割及び権限から作成されるものであり、それらは議会の中で行われる審議の全容を検討する上では不可分のものである。しかし行政資料として整理する際には各資料を1件毎に登録していくため、県議会の資料だけで考えた際、全体の所蔵状況や資料間の関係性がわかりにくい状況となっている。ただし従来の方法で既に登録されている資料や県議会の以外の行政資料に登録される資料との兼ね合いから、登録方法を変更することが上記に挙げた課題の解決にすぐにつながるものでもないと考えている。

そのため本論において、行政資料に登録される資料のうち県議会に関する資料の所蔵状況を示すことで上記の点を補うとともに、資料が作成される根拠やその形式的な変化を整理することでその価値を再度検証し、利用に資する情報を提供することが執筆の動機であった。

当館には明治期からの県議会文書が広島県議会事務局から寄託されている⁴⁶。所蔵の確認ができた資料の種類は一部に留まったものの、今回の整理によって行政資料として登録されてきた昭和23（1948）年以降の資料を補完することにつながり、広島県における明治期から続く議会の活動の記録を充実することができた。特に議案書は、県議会に提出された議案の内容を確認できる貴重なものだと考えている。

また議案書の形式的な変化を見ていく中で報告事項に焦点を当てることで、この時期の特徴として報告件数の増加と条例の運用、また法改正とその影響についても述べた。これによりこの時期に見られる県議会資料の諸相の一端を示すことができたのではないかと考えている。

その一方で、資料の形式的な変化の理由については明らかにできておらず、また議案や報告の具体的な内容を考察するに至らなかった。そのため、本論で述べたこの時期の報告件数の増加の原因や社会情勢の影響、特に広島県の当時の状況等についての検証は今後の課題としていきたい。

議案の1件1件の内容はとても簡潔である。しかし、そこから掘り下げて

⁴⁶ 前掲注3

いくと当時の広島県の県政の動きや地域情勢などを読み解いていける資料の一つだと考えている。引き続き資料の収集と整理に尽力していきたい。現在整理の途中ではあるものの、本論の執筆の機会を得たことが多少なりとも当館の取組や所蔵資料の周知につながるとともに、幅広い利用者の調査の一助になれば幸いである。

最後になるが、本論の執筆にあたっては家族から多大な協力を得た。この場を借りて感謝の意を示したい。

（たけだ ちあき 文書等整理従事員）

(表1) 昭和35年12月定例議会の議案書等に記載される議案の一例

	掲載資料	議案番号	議案名	根拠法令	主な記載事項
1	議案2	県第135号議案	起債について	-	起債目的及び金額、起債時期、借入先、借入方法、利率、償還方法、償還財源、提出日、知事名
2	議案2	県第140号議案	広島平和記念都市建設計画及び祇園都市計画大芝地区土地区画整理に関する条例の一部を改正する条例	-	提出日、知事名、条例案、題名、改正内容、附則、提案理由
3	議案2	県第141号議案	予算外義務負担について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項	提出日、知事名、工事代金、工事代金支払時期、提案理由
4	議案2	県第150号議案	広島県立学校の設置について	県有財産、営造物及び契約に関する条例(昭和33年広島県条例第45号)第23条	提出日、知事名、設置する学校の名称、位置、設置年月日、備考、提案理由
5	議案2	県第151号議案	財産の取得について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第23条	提出日、知事名、取得する財産の明細(所在、種別、構造、数量)、所有者、取得の方法、提案理由
6	議案2	県第153号議案	財産売買契約の締結について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第28条	提出日、知事名、購入する財産の明細等(所在、財産の種別、地積、相手方、予定価格)、契約条項、提案理由
7	議案2	県第154号議案	損害賠償について	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第20条	提出日、知事名、損害賠償金額、提案理由
8	議案2	県第155号議案	積雪寒冷単作地帯農業振興計画について	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和26年法律第66号)第4条第2項の規定により準用する同法第3条第2項	提出日、知事名、別冊、提案理由 ※別冊については議案中に掲載されていない
9	議案2	報第32号	工事請負契約の締結について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第32条第1項、同条第2項	提出日、知事名、請負金、請負者、工期、契約条項、提案理由

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

	掲載資料	議案番号	議案名	根拠法令	主な記載事項
10	報告事項	報第 33 号	専決処分報告	地方自治法第 180 条 第 1 項、同条第 2 項	提出日、知事名、別紙（昭和 35 年度広島県歳入歳出予算追加）
11	報告事項	報第 35 号	専決処分報告	地方自治法第 180 条 第 1 項、同条第 2 項	提出日、知事名、所属未定地の市町村の区域への編入について、埋立の位置、面積、編入先の市町村、参考事項
12	追加議案 3	追県第 51 号議案	訴の提起について	地方自治法第 96 条第 1 項	提出日、知事名、原告、右代理人、被告、訴訟物の価額、請求の趣旨、請求の原因、証拠方法、管轄裁判所、提案理由
13	追加議案 3	報第 36 号	専決処分報告	地方自治法第 179 条 第 1 項、同条第 3 項	提出日、知事名、債権者、右代理人、債務者、債権の表示、仮差押をなすべき財産の表示、申請の趣旨、管轄裁判所、提案理由
14	追加議案 4	追県第 53 号議案	県有財産の貸付及び物品の譲渡について	地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条第 1 項	提出日、知事名、貸付けようとする財産及び譲渡しようとする物品の表示（別紙目録）、賃貸料及び譲渡する額、相手方、賃貸借契約期間、提案理由
15	追加議案 4	追県第 54 号議案	不動産交換契約の締結について	県有財産、営造物及び契約に関する条例第 30 条	提出日、知事名、交換により取得する不動産の表示、交換により処分する不動産の表示、契約の相手方、提案理由
16	追加議案 4	追県第 56 号議案	広島県人事委員会の委員選任の同意について	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条第 2 項	提出日、知事名、氏名、住所、提案理由
17	追加議案 4	追県第 57 号議案	広島県取用委員会の委員任命の同意について	土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 52 条第 3 項	提出日、知事名、氏名、住所、提案理由

(表2) 所蔵一覧

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和20	臨時	2										
	通常	12	○									
昭和21	臨時	9										
	臨時	10										
	臨時	11										
昭和22	県参事会	3										
	定例	5										
	定例	7										
	定例	9										
	臨時	11										
	定例	12										
昭和23	定例	2	○									議案書の表紙には昭和22年2月27日とあるが、議案提出日が昭和23年2月27日となっていることから昭和23年2月定例会の議案書として記載した。
	定例	3	○	○								
	臨時	4	○									
	定例	5	○									
	定例	7	○									
	臨時	8	○									
	定例	10	○									
	定例	11	○									
	定例	12	○									
	昭和24	定例	2	○								
定例		3	○	2冊								
定例		6	○									
臨時		8	○								○	
定例		8	○	○							○	
定例		10	○	○								
昭和25	定例	12	○	○							○	
	定例	2	○	○							○	
	定例	3	○	○							○	
	定例	5	○	○							○	
	定例	7	○									
	定例	8	○								○	
	臨時	9	○									
	定例	11	○									
定例	12	○								○		

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和26	定例	2	○								○	
	定例	3	○	○							○	
	定例	5	○								○	
	臨時	6	○								○	
	定例	7	○	○								
	臨時	9										
	定例	10	○	○								
昭和27	定例	12	○								○	
	定例	2	○								○	
	定例	3	○	○							○	
	定例	5	○								○	
	定例	7	○								○	
	臨時	11	○								○	
昭和28	臨時	12	○								○	
	定例	2	○	○							○	
	定例	6	○									
	臨時	8	○								○	
	定例	10	○								○	
昭和29	定例	12	○									
	定例	3	○	3冊								
	臨時	4										
	臨時	5	○									
	定例	6	○									
	臨時	8										
	定例	10	○									
昭和30	定例	12	○	○								
	臨時	1										
	定例	3	2冊	3冊								
	臨時	5	○									5/14 招集の臨時会は不成立。 5/21 開会。
	臨時	5	○									5/27 開会。
	定例	6	○	○								
	定例	10	2冊									
昭和31	定例	12	○	○								
	定例	3	○	4冊								
	定例	5	○									
	臨時	6	○									
	臨時	8	○									
	定例	9	○	3冊								
	定例	12	○	○								

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和32	定例	3	○	2冊								
	臨時	5	○									
	定例	6	○									
	定例	9	○									
	定例	12	○									応招議員が定数 足に達せず不成 立
昭和33	臨時	12	○	○								
	定例	3	○	2冊								
	定例	6	○	○								
	定例	9	○	3冊								
昭和34	定例	12	○	3冊								
	定例	2	1～2	3～6								
	臨時	5	1					○				
	定例	6	1～2	3～4								
	定例	9	1～2	3～5				○				
昭和35	定例	12	1～4	5～6				○				
	臨時	1										
	定例	2	1～2	3～7				○				
	定例	6	1～2	3～4								
	定例	9	1～2	3～4				○				
昭和36	定例	12	1～2	3～5				○				
	定例	2	1～2	3～9				○				
	定例	7	1～2	3～5				○				
	定例	9	1～2	3～4				○				
	臨時	11	1～2	○				○				
昭和37	定例	12	1～2	3～4				○				
	定例	2	1～2	3～8				○				
	臨時	4	○									
	定例	7	1～2	3～4				○				
	臨時	8	○									
昭和38	定例	9	1～2	3～4								
	定例	12	1～2	3				○				
	定例	2	1～2	3～5				○				
	臨時	5	1～2					○				
	定例	6	1～2	3				○				
	臨時	8	○					○				
昭和39	定例	9	1～2	3				○				
	定例	12	1～2	3				○				
	定例	2	1～2	3～5				○	○			
	定例	6	1～2		○			○				
	定例	9	1～2		○							
昭和39	定例	12	1～4	5～6	2,4			○				

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書	追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和40	定例	2	1～2	3～5	○	○			○			
	定例	7	1～2	○	○			○				
	臨時	8	1～2									
	定例	9	1～2	○	○			○	○			
	定例	12	1～2	○	○			○		○		
昭和41	定例	2	1～2	3～8	○	○		○				
	臨時	5	○		○			○				
	定例	7	1～2	3	○			○				
	定例	9	1～2	3	○	○		○	○	○		
昭和42	定例	12	1～2	3～4	○			○		○		
	定例	2	1～2	3～5	○	○		○	○	○		
	臨時	5	1～2		2冊			○		○		
	定例	6	1～2		○			○		○		
	臨時	8	○					○		○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
	臨時	11	○					○				
昭和43	定例	12	1～2	3	○	○		○	○	○		
	定例	2	1～2	3～5	○	○		○、追加	○	○		
	定例	6	1～2		○			○		○		
	定例	9	1～3		1～2			○	○	○		
昭和44	定例	12	1～2	3	○	○		○		○		
	定例	2	1～3	4～5	1～2	○		○	○			
	定例	6	1～4		1～2	○		○		○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
	臨時	10	1～2		○					○		
昭和45	定例	12	1～3	4～5	1～2	○		○		○		
	定例	2	1～2	3～4	○	○		○	○	○		
	臨時	5	○		○	○		○		○		
	定例	6	1～3		○			○		○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
昭和46	定例	12	1～2		○			○		○		
	定例	2	1～2	3～5	○	1～2		○	○			
	臨時	5	1～3	4	1～3			○				
	定例	7	1～2		○			○				
昭和47	定例	9	1～2	3	○			○	○			
	定例	12	1～2		○			○				
	定例	2	1～2	3～5	○	1～2		○	○	○		
	定例	6	1～3	4	1～2	1～2		○		○		
	臨時	7	○							○		
	定例	9	1～2		○			○	○	○		
昭和47	臨時	10	1～3		1～2					○		
	定例	12	1～2		○			○		○		

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和48	定例	2	1～3	4～8	1～2	1～2	○	○	○		
	定例	6	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
	定例	9	1～2	3～5	○	1～2	○	○	○		
	臨時	11	1～2		○		○		○		
	定例	12	1～3		1～2		○		○		
昭和49	定例	2	1～2	3～7	○	1～3	○	○	○		
	定例	5	1～2	3～4	○	1～2	○	○	○		
	定例	9	1～3		1～2		○	○	○		
	定例	12	1～3	4～5	1～2	1～2	○		○		
昭和50	定例	2	1～2	3	○			○	○		
	臨時	5	1～2		1～2		○		○		
	定例	6	1～3		1～2		○		○		
	定例	10	1～2		○		○	○	○		
	定例	12	1～4	5	1～2	○	○	○	○		
昭和51	定例	2	1～3	4～5	1～2	○	○	○	○		
	定例	6	1		○		○		○		
	定例	9	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
	定例	12	1～4	5	1～2	○	○		○		
昭和52	定例	2	1～2	3～5	○	○	○	○	○		
	定例	6	1～3	4	1～2	○	○	○	○		
	定例	9	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
	定例	12	1～3		1～2		○		○		
昭和53	定例	2	1～2	3～5	○	1～2	○	○	○		
	定例	6	1～2	3	○	○	○		○		
	定例	9	1～3		○		○	○	○		
	定例	12	1～2		○		○		○		
昭和54	定例	2	1～2	3～4	○	○	○	○	○		
	臨時	5	1～2		1～2		○		○		
	定例	6	○		○		○		○		
	定例	9	1～2		○		○	○	○		
	定例	12	1～3	5	1～2		○		○		
昭和55	定例	2	1～3	4～5	1～2	○	○	○	○		
	定例	6	○	2	○	○	○		○		
	定例	9	1～3	4	1～2	○	○	○	○		
	定例	12	1～2		○		○		○		
昭和56	定例	2	1～2	3～4	○	○	○	○			
	定例	6	1～2		1～2		○				
	定例	9	1～2	3	○	○	○	○			
	臨時	10	○		○		○				
	定例	12	1～2	3～5	○	1～2	○				
昭和57	定例	2	1～4	5～6	1～3	○	○	○			
	定例	6	1～2	3	1～2	○	○				
	定例	9	1～2	3	○	○	○	○			
	臨時	11	○				○				
	定例	12	○		○		○				

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	種会議類	開催月	議案	追加議案	明議案書説	説明書追加議案	報告事項	請願の処理及び結果報告	会議録	議決録	備考
昭和58	定例	2	1～3	4～6	1～2	1～2	○	○			
	臨時	5	1～2		1～2		○				
	定例	6	○		○		○				
	定例	9	1～2		○		○				
	定例	12	1～2	3	○	○	○				
昭和59	定例	2									
	臨時	5									
	定例	6									
	定例	9									
	定例	12									

- ・ 本表は当館に行政資料として登録されている資料と現在整理中の資料との所蔵状況を確認して作成したものであり、その他の資料区分（行政文書等）の確認は行っていない。また重複資料の情報までは掲載しておらず、あくまで昭和20年以降の所蔵状況を示すことを目的としたものである。尚、昭和20～22年の資料は県議会文書（S03-93-）にも一部所蔵されている。当該部分については『広島県立文書館収蔵文書目録 第2集』（広島県立文書館編、1994年、139頁）を参照されたい。
- ・ 会議の種類及び開催月については広島県議会から刊行されている『広島県議会史』及び『広島県議会史統編』から確認を行った。
- ・ 所蔵の確認ができたものは「○」、冊数が複数あるもの（重複ではない）は「～冊」、表紙に巻次の記載があるものは数字で表記している。尚、昭和34年以降の議案書と追加議案書の表紙の巻次は通し番号で記載されている。
- ・ 行政資料の中には議案書だったものを議決録としたものも確認される。ただし、それらについては本表の「議決録」には含めていない。

(表3) 昭和23年～40年の議案書及び報告事項に見られる報告件数の推移と内訳

年	報告件数	報告の内訳			専決処分・条例の内訳		掲載資料	備考
		専決処分	承認・報告 条例による	計算書 継続費繰越	根 ※1、 2 扱	根拠別 件数		
昭和23 (1948) 年	3	2	—	1	179条	2	議案書	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和24 (1949) 年	4	3	—	1	179条	1	議案書	
					180条	2	議案書	
					条例	—	—	
昭和25 (1950) 年	2	1	—	1	179条	—	—	
					180条	1	議案書	
					条例	—	—	
昭和26 (1951) 年	1	—	—	1	179条	—	—	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和27 (1952) 年	3	2	—	1	179条	1	議案書	
					180条	1	議案書	
					条例	—	—	
昭和28 (1953) 年	4 (3)	3	—	—	179条	2	議案書	報告4件のうち1件(昭和28年6月定例県議会「報3 専決処分報告」)は掲載の資料が所蔵されておらず未確認
					180条	1	議案書	
					条例	—	—	
昭和29 (1954) 年	4	3	—	1	179条	3	議案書	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和30 (1955) 年	9 (8)	5	—	3	179条	5	議案書	報告9件のうち1件(昭和30年1月臨時県議会「報1 専決処分報告」)は掲載の資料が所蔵されておらず未確認
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和31 (1956) 年	4	3	—	1	179条	3	議案書	
					180条	—	—	
					条例	—	—	
昭和32 (1957) 年	8	7	—	1	179条	4	議案書	昭和32年12月定例会は流会となり、12月臨時会に提出されたものと議案番号が重複している。重複分については件数に含めていない。
					180条	3	議案書	
					条例	—	—	
昭和33 (1958) 年	7	6	1	—	179条	1	議案書	
					180条	5	議案書	
					条例	1	議案書	
昭和34 (1959) 年	13	9	3	1	179条	7	議案書	
					180条	2	報告事項	
					条例	3	議案書	

広島県立文書館における県議会資料に関する考察（武田）

年	報告件数	報告の内訳			専決処分・条例の内訳		掲載資料	備考
		専決処分	承認・報告 条例による	継続費繰越 計算書等	根 ※1 2 拠	根拠別 件数		
昭和 35 (1960) 年	37 (36)	24	12 (11)	1	179 条	7	議案書	報告 37 件のうち 1 件（昭和 35 年 12 月定例県議会「報 37 県営林の立木売買契約の締結について」）は掲載の資料が確認できていない
					180 条	17	報告事項・議案書	
					条例	12 (11)	議案書	
昭和 36 (1961) 年	33	23	9	1	179 条	6	議案書	
					180 条	17	報告事項	
					条例	9	議案書	
昭和 37 (1962) 年	35	20	14	1	179 条	11	議案書	
					180 条	9	報告事項	
					条例	14	議案書	
昭和 38 (1963) 年	49	40	8	1	179 条	11	議案書	
					180 条	29	報告事項	
					条例	8	議案書	
昭和 39 (1964) 年	16 (18)	15 (17)	—	1	179 条	4	議案書	報告 16 件のうち報第 13 号には枝番号が取られている。() にはそれを含めた件数を記載した。
					180 条	11 (13)	報告事項	
					条例	—	—	
昭和 40 (1965) 年	26	22	—	4	179 条	9	議案書	
					180 条	13	報告事項	
					条例	—	—	

※1「根拠」の欄に記載に「179 条」「180 条」は地方自治法の条項をさす。

※2「根拠」の内訳にある「条例」に該当するものは広島県財産、営造物及び契約に関する条例（昭和 27 年広島県条例第 24 号）、県有財産、営造物及び契約に関する条例（昭和 33 年広島県条例第 45 号）、県営林条例（昭和 32 年広島県条例第 19 号）となっている。

- ・本表作成にあたっては、行政資料中の議案書等と『広島県議会史』（第 5 巻、第 6 巻、続編第 1 巻）を確認することで報告件数を出している。そのうち、議案番号は確認できたものの当該事件が掲載される資料が所蔵されていない等の理由で内容が確認できていないものもある。内容の確認ができた件数については報告件数中に（ ）で表記するとともに、備考欄にその旨記した。また『広島県議会史』には「報告事項」に記載される報告については件数のみ掲載されるため、その場合は当館所蔵の資料のみの確認となっている。
- ・「専決処分報告」という件名ではあるものの、実際には複数の案件が含まれているものがある。例えば、昭和 28 年 6 月 24 日の定例議会議案の「報 1 専決処分報告」には、「1 昭和 27 年度広島県立病院費歳入歳出予算追加、2 昭和 28 年度広島（県）立医科大学歳入歳出予算追加、3 広島県起債並びに其の方法利息の定率及び償還方法中更正、4 広島県議会の議員の各選挙区において選挙すべき数を定める条例の一部改正条例の改正条例、5 広島県税条例の一部改正条例」という 5 件の案件が含まれている。このような事例は見られるが、本表作成にあたっては議案番号から件数を出している。

